



おしらせ

年末年始のごみ収集

生活環境課 ☎ 85-5010

年末年始はごみの収集を行わない日があります。ごみの種類別に年内最後の収集日と年明け最初の収集日をご確認ください。町民一人ひとりがごみ出しのルールを守り、きれいな町で新年を迎えましょう。

また、年末になると、不法にごみを捨てる身勝手に悪質な行為が増えます。このような行為を見かけたときは、松田警察署（☎ 82-0110）または生活環境課にご連絡ください。



ごみ収集場所で回収するごみ（年末最終日と年始初日）

◆A地区（篠窪、柳、高尾、赤田、山田、金子）

種類	年末最終日	年始初日
燃やすごみ	12月29日(木)	1月5日(木)
古紙・布・ペット	12月21日(水)	1月4日(水)
容器包装プラ	12月23日(金)	1月6日(金)
ビン	12月20日(火)	1月17日(火)
カン	12月27日(火)	1月10日(火)
不燃ごみ	12月5日(月)	1月9日(月・祝)
有害ごみ	12月15日(木)	1月19日(木)

◆B地区（河原、市場、新宿、吉原）

種類	年末最終日	年始初日
燃やすごみ	12月29日(木)	1月5日(木)
古紙・布・ペット	12月28日(水)	1月11日(水)
容器包装プラ	12月27日(火)	1月10日(火)
ビン	12月16日(金)	1月6日(金)
カン	12月23日(金)	1月13日(金)
不燃ごみ	12月12日(月)	1月16日(月)
有害ごみ	12月15日(木)	1月19日(木)

◆C地区（根岸上、根岸下、坊村、馬場、宮地）

種類	年末最終日	年始初日
燃やすごみ	12月30日(金)	1月6日(金)
古紙・布・ペット	12月26日(月)	1月16日(月)
容器包装プラ	12月22日(木)	1月5日(木)
ビン	12月21日(水)	1月4日(水)
カン	12月28日(水)	1月11日(水)
不燃ごみ	12月19日(月)	1月23日(月)
有害ごみ	12月15日(木)	1月19日(木)

◆D地区（上大井、西大井）

種類	年末最終日	年始初日
燃やすごみ	12月30日(金)	1月6日(金)
古紙・布・ペット	12月19日(月)	1月9日(月・祝)
容器包装プラ	12月28日(水)	1月4日(水)
ビン	12月15日(木)	1月5日(木)
カン	12月22日(木)	1月12日(木)
不燃ごみ	12月26日(月)	1月30日(月)
有害ごみ	12月15日(木)	1月19日(木)

せんていえだ

剪定枝の戸別収集

生活環境課 ☎ 85-5010

○年末の最終収集日：12月27日(火)

※ 予約は前日の12:00まで

○年始の最初の収集日：2023年1月6日(金)

※ 予約は前日の12:00まで

(12月29日(木)～2023年1月3日(火)は除く)

予約は生活環境課に直接してください。

美化センターへの直接搬入

足柄東部清掃組合 ☎ 83-1554

○年末の最終受入日：12月28日(水)

※ 予約は前日の16:00まで

○年始の最初の受入日：2023年1月4日(水)

※ 予約は12月28日(水)16:00まで

○1月土曜日の受入日：2023年1月7日(土)、21日(土)

※ 予約は前日の16:00まで(12月29日(木)～2023年1月3日(火)は除く)

予約は足柄東部清掃組合に直接してください。

搬入希望日が混雑している場合は、搬入日の変更をお願いする場合があります。

お知らせ

家屋の取り壊し、未登記家屋を売却・相続された方へ

税務課 ☎85-5008

家屋に対する固定資産税は、2023年1月1日現在の所有者に課税されます。2022年中に家屋の取り壊しをされた方は、「家屋取壊し届出書」を提出してください。

また、未登記家屋の所有権を売却や相続などで移転された方は、「未登記家屋の所有者変更届出書」を提出してください。これらの届出書の提出がない場合、取り壊し済みの家屋や旧所有者に対して課税されてしまいます。

詳細は、税務課にお問い合わせください。

長期優良住宅に対する固定資産税の減額措置

税務課 ☎85-5008

次の要件を備えた住宅を新築した場合、固定資産税が減額されます。

家屋要件

- ・「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に規定する認定長期優良住宅
- ・2024(令和6)年3月31日までに新築された住宅
- ・人の居住のための部分の面積が家屋の2分の1以上のもの
- ・住宅部分の床面積が50㎡(一戸建以外の賃貸住宅の場合は40㎡)以上280㎡以下

減額期間

住宅の種別	減額期間
一般の長期優良住宅	新築後5年度分
3階建て以上の耐火・準耐火住宅	新築後7年度分

減額範囲

1戸当たり、住宅部分床面積120㎡まで

減額される額

対象家屋の固定資産税の2分の1

申請

新築された年の翌年1月31日までに、次の書類を税務課に提出してください。

- ・認定長期優良住宅に係る固定資産税減額申請書
- ・長期優良住宅の認定通知書などの写し
- ・必要書類など、詳しくは税務課にお問い合わせください。

既存住宅の各改修工事に伴う固定資産税の減額措置

税務課 ☎85-5008

◇耐震改修工事

2024(令和6)年3月31日までに、現行の耐震基準に適合する改修工事を行った場合、完了した時期に応じて翌年度分の固定資産税(120㎡分まで)の2分の1が減額されます。(※「通行障害既存耐震不適格建築物」は2年度分)

(改修工事により、認定長期優良住宅となった場合、固定資産税の減額は3分の2となります。)

減額要件 1982(昭和57)年1月1日以前から所在する住居用の家屋で、耐震改修工事費用が50万円超であること

減額期間 2013(平成25)年1月1日～2024(令和6)年3月31日までに完了した、または完了する工事→1年度分(「通行障害既存耐震不適格建築物」については2年度分)

手続方法 改修後3か月以内に、現行の耐震基準に適合した工事であることの証明書と領収書などを用意し、税務課に申告してください。

◇省エネ改修工事

2024(令和6)年3月31日までに、一定の省エネ基準に適合する改修工事を行った場合、完了した年の翌年度分の固定資産税(120㎡分まで)の3分の1が減額されます。

(改修工事により、認定長期優良住宅となった場合、固定資産税の減額は3分の2となります。)

減額要件 ・2014(平成26)年4月1日以前に建てられた居住用の家屋

・窓の改修(必須)、床、天井、壁の断熱など(窓と壁は外気と接する部分に限ります)

・断熱改修工事費用(補助金などを除く)が60万円超であること。または、断熱改修工事費用が50万円超であって、太陽光発電装置、高効率空調機、高効率給湯器、太陽熱利用システムの設置工事と合わせて60万円超であること。

・改修後の家屋の床面積が50㎡以上280㎡以下であること

手続方法 改修後3か月以内に、省エネ基準に適合した工事であることの証明書と領収書などを用意し、税務課に申告してください。

◇バリアフリー改修工事

2024(令和6)年3月31日までに、次の要件を満たす改修工事を行った場合、完了した年の翌年度分の固定資産税(100㎡分まで)の3分の1が減額されます。

減額要件 ・新築された日から10年以上を経過した居住用の家屋(賃貸住宅を除く)

・65歳以上の方や、要介護、要支援認定を受けた方、障がいのある方が居住していること

・工事費用(補助金などを除く)が50万円超であること

・廊下の拡張、階段の傾き緩和、浴室改良、トイレの改良、手すりの設置、屋内の段差解消、引き戸への取り替え工事、床表面の滑り止め化

・改修後の家屋の床面積が50㎡以上280㎡以下であること

手続方法 改修後3か月以内に、領収書、工事明細書、写真、対象者であることを確認できる書類などを用意し、税務課に申告してください。

※ 必要書類など、詳しくは税務課にお問い合わせください。

